

特別養護老人ホームなごみ

契 約 書
兼
重要事項説明書

指定介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人植木会 特別養護老人ホームなごみ 施設長大森誠一（以下「事業者」という。）は、
（以下「利用者」という。）が特別養護老人ホームなごみ（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される指定介護予防短期入所生活介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

2. 事業者が利用者に対して実施する指定介護予防短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「指定介護予防短期入所生活介護計画」という。）は、別紙『（サービス利用表）』に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（指定介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の指定介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。

2. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、指定介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
3. 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
4. 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者の要請に応じて、指定介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、指定介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、指定介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。
5. 事業者は、指定介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

2. 前項の他、事業者は、食事の提供、居住の提供、理容料、日用生活品等のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
3. 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
4. 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（利用者等への説明）

事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2. 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第7条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

利用者は要介護に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常は市町村が交付する「負担割合証」に記載されている「利用者負担割合」）を事業者に支払うものとします。但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。）

2. 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
3. 前項の他、契約者は利用期間中の利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
4. 契約者は、前3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第9条（利用の中止・変更・追加）

契約者は、第7条に定める利用期間前において、指定介護予防短期入所生活介護サー

ビスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。

2. 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、当事業所の介護支援専門員が利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。
4. 契約者は、第7条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
5. 前項の場合に、契約者は利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
6. 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第10条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険法令等関係諸法令の改正が合った場合は、その内容に応じた額に変更するものとします。

2. 第8条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、事前に説明をした上で、当該サービス料金を相当な額に変更することができます。
3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
3. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
4. 事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
5. 事業者は、サービス提供時において利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第 12 条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
3. 前 2 項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第 13 条（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2. 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
3. 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第 14 条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一. 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

- 二. 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三. 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四. 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 17 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一. 利用者が死亡した場合
 - 二. 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 三. 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 四. 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 五. 第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 18 条（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2. 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 一. 第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二. 利用者が入院した場合
 - 三. 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 19 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一. 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める指定介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二. 事業者もしくはサービス従業者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合

- 三. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四. 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 20 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一. 契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二. 契約者による、第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四. ご契約者及び後見人並びに家族等が事業者や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、事業者は、文書で契約を通知することにより、即座にサービスを終了することができます。

* サービス利用にあたっての禁止行為

1. 事業所の職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
2. パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、ケアハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
3. サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること

第 21 条（精算）

第 17 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 22 条（事故発生時の対応）

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、契約者又は利用者の家族及びケアマネージャーに連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

2. 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することとします。

3. 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとします。

第 23 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 24 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明申し上げます。

1. 事業者

- （1）法人名 社会福祉法人 植木会
- （2）法人所在地 群馬県伊勢崎市本関町 1 2 1 6 - 1
- （3）電話番号 0 2 7 0 - 7 5 - 6 6 8 0
- （4）代表者氏名 理事長 大森 弘之
- （5）設立年月 平成 2 2 年 5 月 3 1 日

2. 事業所の概要

- （1）事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護サービス事業所
平成 2 3 年 4 月 1 日指定
群馬県介護保険事業所番号 1 0 7 0 4 0 2 4 5 6
- （2）事業所の目的 社会福祉法人植木会 特別養護老人ホームなごみ（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供する事を目的とする。
- （3）事業所の名称 特別養護老人ホーム なごみ
- （4）事業所の所在地 群馬県伊勢崎市本関町 1 2 1 6 - 1
- （5）電話番号 0 2 7 0 - 7 5 - 6 6 8 0
- （6）施設長 大森 誠一
- （7）当事業所の運営方針 従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅に於いて有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及機能訓練を行う事により、ご利用者の心身機能の維持並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- （8）開設年月 平成 2 3 年 4 月 1 日
- （9）営業日及び営業時間

営業日	年中無休（入退所）
受付時間	月曜日～土曜日 8：30～17：30 （電話等により休日及び上記時間外も常時連絡が可能です。）

- (10) 通常の送迎実施地域 伊勢崎市の区域
- (11) 利用定員 空床数（介護老人福祉施設利用定員 50 人を超えない事）
- (12) 居室等の概要 当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として 4 人部屋ですが、1 人部屋など他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況により希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室 数	備 考
4 人部屋	12 室	計 4 ユニット（衣類等収納設備完備） （13 人ユニット×2、12 人ユニット×2）
1 人部屋（予備室）	4 室 （内 2 室）	
リビング	4 室	各ユニットに 1 室ずつ
浴室	5 室	個別浴槽が各ユニットに 1 基ずつ 特殊浴室×1 室
医務室	1 室	
介護職員室	4 室	各ユニットに 1 室ずつ

上記は、厚生省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。居室の利用にあたって、居住費のご負担をいただきます。

☆居室の変更：ご利用者側から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

☆居室に関する特記事項

- 衣類等収納設備完備
- トイレの場所（居室内にポータブルトイレ、
居室外に 4 ヶ所）
- ユニットごとに食堂設備

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については指定基準を遵守しています。

- 一 管理者 1 名
- 二 従業者
 - 生活相談員 1 名
 - 介護職員 18 名以上（常勤換算 14 以上）
 - 看護職員 3 名（常勤換算 2.8 以上、うち機能訓練指導員と兼務 1 名）
 - 機能訓練指導員 1 名（常勤、看護職員と兼務）
 - 管理栄養士 1 名

（職務内容）

一 管理者

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故あるときはあらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行します。

二 従業者

生活相談員 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

介護職員 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援、日常生活の援助を行います。

看護職員 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な援助を行います。

栄養士 利用者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事します。

☆ 夜勤については夜勤者2名を配置しております。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供致します。

当事業所が提供するサービスについて

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の金額をご利用者側にご負担頂く場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分（通常は市町村が交付する「負担割合証」に記載されている「利用者負担割合」分を差し引いた額）が介護保険から給付されます。

①食事等の介護サービス

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としていますが、食堂で食事を摂ることができないご利用者にあつては、居室に配膳し必要な食事補助を行います。また食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供します。

(概ねの食事時間)	朝 食	7 : 0 0 ~ 8 : 0 0
	昼 食	1 1 : 3 0 ~ 1 3 : 0 0
	夕 食	1 7 : 5 0 ~ 1 8 : 3 0

②入浴

- ・入浴又は清拭については、ご利用者の生活リズムや体調等により、事前に利用回数を相談させていただきます。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・看護職員、介護職員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤口腔ケア

- ・日々の口腔内の清潔や衛生管理に務めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎食後、口腔ケアを行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え・更衣を行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金のか金額がご利用者側の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

②居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担して頂きます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

また、個人の電化製品を持ち込みになる場合は、1台1日50円をご負担頂きます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者側にご負担頂くことが適当であるものにかかる費用をご負担頂きます。

例：歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日常品

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④通常の送迎実施地域外への送迎

通常の送迎実施地域以外の地区にお住まいの方で、利用時に施設が送迎をさせて頂く場合には、通常の料金とは別に片道1,000円を頂きます。

⑤無料サービス

月に1回、理容・美容師の出張による理髪・美容サービス（調髪、顔剃、カット、染め等）をご利用頂けるよう、施設が理容・美容師を無料でご手配致します。

※サービス利用料は直接理容・美容師へお支払い下さい。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、当事業所よりご説明致します。

＜サービス利用料金（1日あたり）＞

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び居住費の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び被保険者の所得区分に応じて異なります。）

計算方法

- ① 下記1～3の該当する単位を求め、その単位に地域区分の10.17円を掛けます。
- ② ①で求めた金額（小数点以下切り捨て）に市町村が交付する「負担割合証」に記載されている「利用者負担割合」（小数点以下、繰り上げ）が介護保険自己負担額になり

ます。

- ③ 下記 4～6（居住費、食費等）を加えた金額がサービス利用料金（1日あたり）となります。

地位区分	1 単位の金額
7 級地	1 0 . 1 7 円

1. 介護予防短期入所生活介護費基本部分 単位（1日）

区 分	要支援 1	要支援 2
個室（従来型）	4 5 1	5 6 1
多床室	4 5 1	5 6 1

2. 指定介護予防短期入所生活介護加算部分 単位（1日）

加算名	単位	加算条件	備考
送迎加算	1 8 4	ご希望により送迎を行った場合	対象者のみ (片道分)
療養食加算	2 4 (8 単位/ 回、1 日 3 回 まで	必要に応じ、医師の食事せんに基づいた療養食を提供した場合	対象者のみ
認知症行動・心理 症状緊急対応加算	2 0 0	認知症の行動・心理症状が認められ緊急な利用が必要であると医師が判断した場合	対象者のみ 7 日を限度
若年性認知症 受入加算	1 2 0	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、ニーズに応じたサービスを提供した場合	対象者のみ
サービス提供体制 強化加算Ⅲ	6	介護福祉士を持っている介護職員が基準を上回って配置している場合	

3. 指定介護予防短期入所生活介護加算部分 単位（1月）

加算名	単位	加算条件	備考
口腔連携強化加算	5 0	口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関・ケアマネに評価の結果を情報提供した場合	1 月 に 1 回に限り
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1 0	厚生労働大臣の定める基準に達し、定められた時期に実績データを提出すること	
介護職員処遇改善 加算Ⅱ（ロ）	所定単位数に 17.2%を乗じた 単位数	厚生労働大臣の定める基準に達していること。	

4. 食費自己負担額（保険外 日額）

朝食	昼食（おやつ含む）	夕食	合計（1日）
460円	710円	570円	1,740円

介護負担限度額認定証記載額（令和8年7月末まで）

第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第3段階の2	第3段階の1	第2段階	第1段階
1,740円	1,300円	1,000円	600円	300円

介護負担限度額認定証記載額（令和8年8月から）

第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
	第3段階の2	第3段階の1	第2段階	第1段階
1,740円	1,360円	1,030円	600円	300円

5. 居住費自己負担額（保険外 日額）

介護負担限度額認定証記載額（令和8年7月末まで）

区分	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第3段階	第2段階	第1段階
多床室	980円	430円	430円	0円
従来型個室	1,260円	880円	480円	380円

介護負担限度額認定証記載額（令和8年8月から）

区分	第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第3段階の2	第3段階の1	第2段階	第1段階
多床室	980円	530円	430円	430円	0円
従来型個室	1,260円	980円	880円	480円	380円

※ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者側が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、その認定証に記載された食費・居住費の金額のご負担となります。

6. その他の費用

料金の種類	金額	備考
特別な食事の費用	実費 (利用者のご希望による)	

事務費	実 費 (利用者・家族のご希望による)	電話代、コピー代
通常の送迎の実施 地域を超えて行う 送迎の費用	1, 0 0 0 円／片道	送迎加算にプラス されます
電気代	5 0 円／日 (個人で持ち込む電気器具)	1 台につき
レクリエーション 費用	実 費 (参加者で按分)	

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金は、1ヶ月ごとに計算し、ご利用期間分の合計金額をご請求致しますので、翌月以降に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア、下記指定金融機関口座からの自動引き落とし(手数料無料)	
アイオー信用金庫(支店は問いません)	引き落とし日・・・毎月15日
ア以外の金融機関口座をご利用の場合	
郵便局(場所は問いません)	毎月、指定口座に月末までにお振込をお願いします(ATMでのゆうちょ口座間の手数料は無料)
アイオー信用金庫以外の銀行	毎月、指定口座に月末までにお振込をお願いします(手数料はご利用者負担)

(4) 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご利用者側の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂く場合があります。ただしご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに 申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	当日の利用料金(自己負担相当額) の50%

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者側の希望する期間にサービスの提供ができない場合、当事業所の介護支援専門員が他の利用可能日時をご利用者側に提示して協議させて頂きます。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払い頂きます。

(5) サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されているご利用者の快適性、安全性を

確保するため、下記の事項をお守り下さい。

①持ち込みの制限

○ご利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

マッチ・ライター等の火器、ナイフ等刃物類、ペット等の生き物、現金、高価な貴金属、証券類、携帯電話・スマートフォン等の通信機器、パソコン・タブレット PC、デジタルカメラ等、その他（他の人に迷惑がかかるとおもわれる物）
--

②施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、施設、整備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者側に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 携帯電話の持ち込みはご遠慮ください。

③喫煙

- 事業所内は全館禁煙となります。

④サービス利用中の医療の提供について

- 医療を必要とする場合は、ご利用者側の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

※ 協力医療機関

伊勢崎福島病院

5. 個人情報の取り扱い

（１）利用目的

当施設では、ご利用者から提供されたご利用者本人及び身元引受人・ご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研修等）

（２）第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者及び、身元引受人・ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合

- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見、助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ 家族・身元引受人等への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

（３）ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（２）の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させていただきます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がある場合は遠慮なくお申し出下さい。

（４）施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の提示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者の身元引受人およびご家庭、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設報へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

6．事故発生時の対応について

- （１）当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、契約者又は利用者の家族及びケアマネージャーに連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせていただきます。
また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。
- （２）事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。
- （３）当施設において、施設の責任によりご契約者及びご利用者に対して生じた損害については、事業者は速やかに損害賠償をさせていただきます。ただし、その損害の発生について、ご契約者及びご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者及び利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、施設の損害賠償額を減じる場合があります。
- （４）事故の発生において、施設の責任がないと認められる場合、施設は損害賠償責任を負わないものとします。

7. 身体拘束について

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明

当施設において、下記の項目すべてに該当していると判断した場合緊急やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

1) 緊急やむを得ず身体拘束を行うとした項目

- ①入居者本人または他の入居者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する看護・介護方法がない場合
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

2) 身体拘束の方法および期間

身体拘束を早期解除することを目標に検討会議を毎月1回開催することを約束いたします。

3) ご家族様への報告について

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、直ちにご家族様（身元引受人）に身体拘束が必要である状態に陥った経緯と現状の報告を行います。

- ①身体拘束が必要な理由
- ②身体拘束の方法（場所、部位および使用物品等）
- ③身体拘束を行う時間帯及び時間等
- ④やむを得ず身体拘束を実施した時点での利用者の精神状態及び、身体状況等
- ⑤身体拘束開始時間及び身体拘束解除予定日時

4) その他

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書を提示し、同意を得たうえで実施します。

8. 高齢者虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり重要な措置を講じます。

- （1）虐待の防止に関する責任者を選定します。
- （2）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- （3）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （4）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9. 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、職員への研修・訓練を実施します。

10. 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、職員への研修・訓練を実施します。

11. ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

12. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

社会福祉法人 植木会 特別養護老人ホームなごみ

生活相談員 及び 第3者委員

TEL 0270-75-6680

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

☆受付時間以外及び担当者不在の場合でも常時対応できる体制になっております。また、ご意見受付箱を玄関ホールに設置しておりますのでご利用下さい。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

伊勢崎市役所長寿福祉部 介護保険課 伊勢崎市今泉町2丁目410	電話番号 0270-24-5111 FAX 0270-23-9800 受付時間 8:30 ～ 17:15
群馬県国民健康保険団体 連合会 前橋市元総社町355-8	電話番号 027-290-1376 FAX 027-255-5077 受付時間 8:30 ～ 17:15

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施した直近の年月日	実施した評価機関 の名称	評価結果の開示状況
無	令和 年 月 日		

同意署名欄

令和 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始にあたり、利用者（及び代理人）に対して本書面に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者

所在地

群馬県伊勢崎市本関町 1 2 1 6 番地 1

名称

社会福祉法人 植木会 特別養護老人ホーム なごみ

代表者

理事長 大森 弘之

印

説明者

印

私は、重要事項説明書により、事業者から指定介護予防短期入所生活介護サービスについてサービス内容及び重要事項の説明を受け、内容に同意し、契約書兼重要事項説明書を受領しました。

利用者

住 所

氏 名

印

上記代理人（保証人）

住 所

氏 名

印

利用者との続柄

立会人

住 所

氏 名

印